

第 2 次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）の策定について

1 計画改定の背景

- 京都府の人権教育・啓発に係る施策の基本的指針である「新京都府人権教育・啓発推進計画」については、平成 27 年 12 月末まで計画期間が終了
- 人権問題の状況は、少子高齢化や情報化の進展、経済格差の拡大、国際情勢等の変化に伴い、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化
- 現計画の終了後も、これまでの取組を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ効果的に進めるため、その指針となる計画が必要

2 計画の位置づけ

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、京都府が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもの

3 計画期間等

- 改定時期：平成 27 年 12 月
- 計画期間：平成 28 年 1 月から 37 年 12 月までの 10 年間
（※必要に応じて見直し）

4 改定の方向性

- 現計画の目標や位置づけ、目標達成のための手法などの考え方を継承
- 人権の基本的な考え方や人権教育・啓発の視点・方針等を整理
- 現計画策定時以降の社会・経済状況の変化等に伴い、顕在化している人権課題等も反映
- 府民にとって分かりやすく、より実際の教育・啓発につながるよう整理

5 改定に係るスケジュール（予定）

	懇話会	その他の動き
平成27年 6月	16日【第1回懇話会】 ・計画改定について ・計画の構成等 ・計画の基本的な考え方	・議会報告（計画改定について）
8月	6日【第2回懇話会】 ・計画素案について	
9月	1日【第3回懇話会】 ・計画中間案について	・議会報告（中間案）
10月		・中間案に対するパブリックコメント
11月	下旬頃【第4回懇話会】 ・計画最終案について	
12月		・議会報告（最終案） ・次期計画の策定